

【ドイツ】極右政党 NPD の禁止に関する連邦憲法裁判決

議会官庁資料課 渡辺 富久子

(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2017 年 1 月 17 日、連邦憲法裁判所は、極右政党 NPD（国民民主党）について違憲性を認めたが、違憲に当たる目的を達成するほどの勢力を確認できないとして、政党禁止としなかった。

1 政党禁止

ドイツにおいては、政党は国民と議会を結び、国民の政治的意思形成に資するものであるという認識から、基本法（憲法に相当）において、政党の地位及び活動が保障されている（基本法第 21 条第 1 項）。他方で、「自由で民主的な基本秩序」という憲法秩序を守るために、この秩序を侵害若しくは排除することを目指す政党は、違憲として禁止される（同条第 2 項）。政党が違憲であるか否かを判断するのは、連邦憲法裁判所であり（同項第 2 文。注 1）、同裁判所に対して政党の違憲性を理由とする禁止を申し立てることができるのは、連邦議会、連邦参議院又は連邦政府等である（連邦憲法裁判所法第 43 条～第 47 条）。

これまでに、社会主義帝国党（SRP）（注 2）が 1952 年に、ドイツ共産党（KPD）が 1956 年に、連邦憲法裁判所により禁止されたことがある。SRP 禁止判決（1 BvB 1/51）においては、「自由で民主的な基本秩序」として、人権の尊重、国民主権、三権分立、多党制及び全ての政党の機会平等等が挙げられ、これらを拒否する政党は禁止することができるとされた。KPD 禁止判決（1 BvB 2/51）においては、政党の目的又は理念が基本法の価値観と対立しており、かつ、当該政党が憲法秩序に対して戦闘的で攻撃的な態度をとっていることが、政党禁止の要件として示された。この際、近い将来に、当該政党が違憲とされる目標を実現する見込みがなくても、政党禁止を妨げないとされた。（注 3）

2 2000 年代における NPD 禁止の申立て

NPD（国民民主党）は極右政党の 1 つであり、1964 年に結党された。1990 年代にネオナチの活動が活発化し、2000 年には極右勢力による殺人や暴力等の事件が相次いだ。また、この時期には、NPD のイデオロギーが結党時に比べて著しく過激化し、社会に対する危険性が認識されるようになった。このような状況を受け、2001 年に、連邦参議院、連邦議会及び連邦政府が、それぞれ連邦憲法裁判所に対して NPD の禁止を申し立てた。しかし、手続の途中で、NPD の幹部の中に、連邦及び州の情報機関の協力者が複数紛れていることが判明した。連邦憲法裁判所は、NPD の主張のうち何れが NPD 自身のものであるかを判別しなければならなくなり、2003 年 3 月 18 日、手続上の要件を満たさないとして、実体裁判に入る前に手続は打ち切られた（2 BvB 1/01）。（注 4）

3 連邦憲法裁判決（2017 年 1 月 17 日）の概要

2013 年、連邦参議院は、NPD の禁止を連邦憲法裁判所に対して再度申し立てた。連邦参

議院は、情報機関の協力者が NPD の幹部となっていないことを証明し、2015 年 3 月の口頭弁論を経て、2017 年 1 月 17 日、連邦憲法裁判所の判決が下された（2 BvB 1/13）。

今回の判決において、連邦憲法裁判所は、NPD のコンセプトは「自由で民主的な基本秩序」の排除を目指すとし、その違憲性を確認した。しかし、同時に、新たな政党禁止の要件として、当該政党が違憲に当たる目標を実現する可能性があることの具体的な根拠がなければならないことを示した。連邦憲法裁判所は、以下のとおり、議会及び議会外における NPD の影響力を確認し、NPD が違憲に当たる目標を実現する可能性はないと判断した。

＜議会における影響力＞

- ・連邦議会に議席を有したことは一度もない。
- ・州議会については、ザクセン州において 2004～2014 年に、メクレンブルク・フォアポメルン州において 2006～2016 年に議席を有したが、現在は全く議席を有していない。
- ・欧州議会には、1 議席を有するのみである。
- ・自治体の議会においては、現在合わせて約 350 議席を有する。しかし、自治体の議席数が全部で 20 万以上であることを考慮すれば、取るに足らない。

連邦憲法裁判所は、NPD は、自治体の議会において若干の議席は有するものの、国民の政治的意思形成に一定の影響を与えるものではないとした。

＜議会外における影響力＞

- ・党員数が 1969 年の 28,000 人から 2014 年には 5,066 人に減少しており、現在の党員数ではその活動に大きな制約がある。
- ・ドイツ各地の極右暴力事件の多くは NPD の党員によるものでない。

連邦憲法裁判所は、自由な政治的意思形成が侵害されると感じるほどに、NPD が社会において不穏な空気を醸成しているという十分な根拠はなく、NPD の強迫行為や暴力行為に対しては、警察法や刑法により、個別に適切な対応を行わなければならないとした。

今回の判決は、違憲に当たる目標を実現する可能性の具体的な根拠があることを政党禁止の新たな要件とした点で、KPD 判決とは異なる。これは、ナチス支配が終わって間もない頃と比べて、現在は民主主義が成熟してきたことによるものと評されている（注 5）。

注（インターネット情報は 2017 年 3 月 16 日現在である。）

- (1) これに対し、団体の禁止は行政手続による（基本法第 9 条第 2 項）。
- (2) 社会主義帝国党は、旧ナチス党員の活動家が多く入党しており、その綱領や組織もナチス党と類似していた（1 BvB 1/51）。
- (3) 山岸喜久治「ドイツ連邦共和国における政党禁止の法理」『早稲田法学』67(3), 1992, pp.81-156; „Verfassungsfeindlich – aber eine Gefahr?“, *Frankfurter Rundschau*, 17. Januar 2017, S. 3.
- (4) 山口和人「連邦憲法裁判所、NPD の違憲性審査手続を打ち切り」『ジュリスト』No.1249, 2003.7.15, p. 113.
- (5) „Es bleibt bei zwei Parteiverboten“, *ibid*, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 18. Januar 2017, S. 2.

参考文献

- ・ Bundesverfassungsgericht, Pressemitteilung Nr. 4/2017 vom 17. Januar 2017.